

## 横浜市金沢産業振興センターメイン棟東館1階空調設備更新工事

### 特記仕様書

1-1 件名	横浜市金沢産業振興センターメイン棟東館1階空調設備更新工事
1-2 履行場所	横浜市金沢区福浦一丁目5番2 横浜市金沢産業振興センター
1-3 履行期間	契約締結日から令和8年1月30日まで
1-4 工事の目的	空調設備等の経年劣化に伴う設備の更新工事を行う。
1-5 現場責任者	現場責任者は、空調設備等の取扱いに精通した者とする。
1-6 工事内容	<ol style="list-style-type: none"><li>メイン棟東館1階エアハンドリングユニット設備を更新する。 既存東館エントランス用エアハンドリングユニット設備を撤去し、新たにエアハンドリングユニット設備を設置。</li><li>更新後の試験、調整を行い、安全にエアハンドリングユニット設備の機能が効力を十分に発揮する状態にする。</li><li>産業廃棄物処分、その他必要な手続きを含む。</li></ol>
1-7 設備機器	<p>設備機器等の仕様は、既存の性能以上とすること。</p> <p>メイン棟1階東館エアハンドリングユニット設備</p> <p>(1) 風量：4,100 m<sup>3</sup>/h 機外静圧：440Pa、冷温水量：1070ℓ/分 コイル通風量：2.5m/sec 2.2KW×4P 200V 3相 インバータ制御 運転周波数 48Hz プレミアム効率屋内形 スプリング防振架台</p> <p>(2) 冷房能力：22,000kcal/h コイル入り口空気：DB27°C WB 20°C コイル出口空気：DB16°C WB14.5°C</p> <p>(3) 暖房能力：33,400Kcal/h コイル入口：DB18.5°C コイル出口空気：DB44°C</p> <p>(4) 加圧方式：高圧スプレー 加湿量（有効）：5kg/h 80W 200V 単相</p> <p>(5) メインフィルター：NBS90% プレフィルター AFI 85% (タイマー式オートロールフィルター) 0.1KW 200V 3相</p>
1-8 交換部品	<p>交換部品は、設計書に記載した材料全てとする。</p> <p>メイン棟1階東館エアハンドリングユニット設備</p> <p>1 空調工事</p>

- (1) エアハンドリングユニット 1台
- (2) 同上用フィルター 1式
- (3) 同上用加湿器 1式
- 2 電気工事
  - (1) 機器離線接続 1式
  - (2) 配管配線 1式
  - (3) 計装工事 1式
  - (4) 雜工事 1式
- 3 ダクト工事
  - (1) 共板フランジ工法ダクト 0.5t (~450mm) 0.9 m<sup>2</sup>
  - (2) 共板フランジ工法ダクト 0.5t (451~750mm) 3.6 m<sup>2</sup>
  - (3) たわみ継手 1式
  - (4) 保温工事 1式
  - (5) 給気ダクト工事 (内貼り) 撤去再制取付 1式
  - (6) 吸気ダクト工事 (内貼り) 撤去再制取付 1式
  - (7) 還気ダクト工事 (内貼り) 撤去再制取付 1式
  - (8) 還気ダクト工事 (バイパス) 撤去再制取付 1式
  - (9) 石綿含有部除去工事 1式
  - (10) 雜工事 1式
- 4 エアハンドリング工事
  - (1) エアハンドリング組立 1式
  - (2) アンカーセット 1式
  - (3) 雜工事 1式
- 5 冷温水配管工事
  - (1) 耐熱性塩化ビニールライニング 50A 6m
  - (2) 耐熱性塩化ビニール管 HVA 20A 2m
  - (3) 硬質塩化ビニール管 VB 20A 2m
  - (4) 硬質塩化ビニール管 VP 40A 1m
  - (5) 仕切弁 (管端防食コア) 10K (ねじ・給湯用) 50A 2個
  - (6) 仕切弁 (管端防食コア) 10K (ねじ・給湯用) 20A 2個
  - (7) 仕切弁 (管端防食コア) 10K (ねじ・給水用) 20A 1個
  - (8) Y型ストレーナー (管端防食コア) 10K (ねじ・給湯用) 50A 1個
  - (9) Y型ストレーナー (管端防食コア) 10K (ねじ・給水用) 20A 1個
  - (10) フレキシブルジョイント (ベローズ) 50A 2個
  - (11) フレキシブルジョイント (ベローズ) 20A 1個
  - (12) 排水用ドレントラップ 中間取付け型 40A 1個
  - (13) 耐震支持 1式
  - (14) 保温工事 1式
  - (15) 既設管切断接続 1式
- 6 保温工事
  - (1) 冷温水配管工事 1式
  - (2) 給気ダクト工事 1式
  - (3) 還気ダクト工事 1式
  - (4) 還気ダクト工事 (バイパス) 1式
  - (5) 雜工事 1式
- 7 電気・自動制御設備工事
  - (1) 自動制御機器 室内型温度調節器、室内型湿度調節器 1式
  - (2) 工事・試運転調整 1式

	<p>8 仮設工事</p> <p>(1) マシンハッチ屋外化粧ルーバー取外・再取付、 塗装タッチアップ共 1式</p> <p>(2) エアハン入替え作業 1500K4 分割搬入 1式</p> <p>(3) 仮設足場組立 撤去工事共 1式</p> <p>(4) 3t ユニック車両 1式</p> <p>(5) 雑材料 1式</p> <p>(6) 養生並びに整理清掃後片付け 1式</p>
1-9 適用範囲	<p>9 発生材処分</p> <p>(1) 発生材運搬 確認処分 4tD 相当往復 2台</p> <p>(2) 発生材運搬 確認処分 2tD 相当往復 1台</p> <p>(3) 発生材運搬 石綿含有廃棄物 積込み共 1台</p> <p>(4) 発生材処分 確認処分 1式</p> <p>(5) 発生材処分 石綿含有廃棄物 1式</p>
1-10 疑義	<p>現場の施工に際し、次の点に注意すること。</p> <p>本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な設備等、又は工事の性質上当然必要と思われるものについては、記載の有無にかかわらず工事受注者の責任において全て完備すること。</p>
1-11 現場の施工	<p>本仕様書に定めた事項について疑義が生じた場合は、公益財団法人横浜企業経営支援財団（甲）と協議を行い、指示に従うこと。</p> <p>また、施工中に疑義の生じた場合にも、その都度書面にて甲と協議しその指示に従うとともに、記録を提出すること。</p> <p>1 設計図書並びに甲の承諾を受けた実施工程表、施工計画書及び施工図等に従って行うこと。また、本工事施工に際しては、次の事項を遵守すること。</p> <p>(1) 既存のメイン棟東館1階エントランスホール用空調設備を撤去し、新たに空調設備を設置する。</p> <p>(2) 既存の空調設備は、適正に廃棄処分を実施し、マニフェストを提出すること。</p> <p>(3) 既存空調設備の制御盤の改修及び空調設備の試験、運転、調整を実施すること。</p> <p>(4) 空調設備の冷媒配管等の保温工事を実施すること。</p> <p>(5) 既存の空調設備撤去に伴い、クレーン等の作業は、安全確保をして実施すること。</p> <p>(6) 空調設備工事に伴い、現場機械器具及び関係個所の仮設養生を実施すること。</p>
1-12 安全管理	<p>1 施工にあたっては常に細心の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び作業者の安全を図ること。萬一人身事故が発生した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、事後対応をすること。</p> <p>2 工事中適切な人員を配置し、現場内の整理整頓及び保全に努めること。</p> <p>3 施工中に事故が発生した場合は、直ちに適正な措置を行うとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速や</p>

1-13  
現場管理

- かに甲へ報告すること。
- 4 重要な工作物に接近して施工する場合は、あらかじめ保安上必要な措置、緊急時の応急措置、連絡方法等について監督員と協議し、承諾を得ること。
  - 5 危険物を使用する場合には、保管及び取扱いについて、関係法令に従い万全な方策を講じること。
  - 6 危険物を使用して施工する場合は、あらかじめ監督員に使用許可願いを提出し、許可を得ること。
  - 7 工事現場へ立入を制限する必要がある場合は、監督員の承諾を得て、その区域へ適当な柵を設けるとともに、立入禁止等の必要に応じた表示を行うこと。

整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。  
また、本工事は施設を運営しながらの工事になるため、施設に支障が生じないよう十分配慮すること。

- 1 仮設  
本工事に必要な電源は、既存設備から供給する。  
工事は、原則として中間期に実施すること。  
但し、中間期以外に空調設備工事をする場合は、仮設の冷暖房装置を各テナント等に設置すること。
- 2 発生材の処理  
発生材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に従い、適切に処分すること。また、必要に応じ、マニフェストを提出すること。
- 3 復旧  
他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は、監督員と協議の上、受注者の負担で速やかに復旧すること。
- 4 工事終了後の措置  
工事完了に際しては、仮設物を取り扱い、当該工事に関連する部分の残材は速やかに場外に搬出するとともに、後片づけ及び清掃を行うこと。
- 5 その他  
(1) 工事期間中は、来館者に支障がないように施工すること。  
(2) 工事車両は、指定された場所に駐車すること。  
(3) その他は、監督員と打合せの上、施工すること。